

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定  
保安林の指定の解除予定  
林業種苗法による講習会の開催  
林業種苗法による生産事業者の登録の失効  
基本測量の終了(二件)  
土地収用法による土地の立入り  
県道の区域の変更  
県道の供用の開始  
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可
- ◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇公安規則 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇公 告 あん摩マッサージ指圧師試験等の実施

## 規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中②を③とし、④から⑥までを⑤から⑦までとし、⑧の次に次のように加える。

⑦ 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第十六条の二の規定に基づく手数料

### 附 則

この規則は、昭和五十八年一月十五日から施行する。

## 告 示

鳥取県告示第十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フェライト診療所	鳥取市岩倉一〇二	昭和五十七年十二月一日
井崎 医 院	鳥取市吉方温泉町二丁目五六四	昭和五十七年十二月十三日
鎌沢産婦人科医	米子市熊党一四二一七	昭和五十七年十二月一日
竹内 医 院	米子市祇園町二丁目一〇〇	昭和五十七年十二月三日
医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町一〇三一五	昭和五十七年十二月一日
乾 医 院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇五一	〃
松本歯科医院	鳥取市上魚町四九	〃
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	〃
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇	〃

鳥取県告示第十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

岩間薬局	倉吉市瀬崎町二七七一	昭和五十七年十二月三日
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五一 一四	昭和五十七年十二月一日
松浦診療所	米子市東町一一一	〃

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字二部山三三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 受講対象者  
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
昭和五十八年二月十五日 十時から十七時まで	鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎 第二十一会議室

- 三 講習科目及び時間
  - 1 種苗に関する法令 二時間
  - 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
  - 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 四 受講申込み方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（五千円）に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて昭和五十八年二月五日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品  
筆記用具及び印

鳥取県告示第十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
三十二	西村 公雄	東伯郡三朝町大字穴鴨三九九	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	西村 公雄 苗畑	東伯郡三朝町大字穴鴨八八四

鳥取県告示第十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通

知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量(二万五千分の一基本図修正測量)

二 作業地域 若桜町

三 終了年月日 昭和五十七年十二月十日

鳥取県告示第十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量(二十万分の一地勢図要部修正調査)

二 作業地域 倉吉市、米子市、境港市、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村

東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓

町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、

名和町、中山町、日南町、日野町、江府町及び溝口町

三 終了年月日 昭和五十七年十二月二十日

鳥取県告示第十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣 内海英男

二 事業の種類

一般国道九号改築工事(米子バイパス)

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市福市字下新田、観音寺字戸上山下、字戸上山東平、字戸上山西平、字奥大塔、字大塔山東平及び字大塔山西平、長砂町、宗像字安越谷、字家ノ上、字妙見前、字宮谷、字乞食谷及び字宮谷山、奥谷字大谷原、字山神山、字越岬及び字綿打谷、目久美町並びに大谷町地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十八年一月十七日から同年九月三十日まで

鳥取県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年一月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	変更前後別	
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
矢矯松原線	鳥取市妙徳寺字坂ノ前五六一一 地先から同地先まで	変更前	八・二 〇
		変更後	八・二 〇
妙徳寺鹿野線	鳥取市妙徳寺字坂ノ前五一五地 先から同市妙徳寺字畑ケ田六二 次四地先まで	変更前	四・五 〇
		変更後	一三・二 〇

鳥取県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年一月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	供用開始の期日
矢矯松原線	鳥取市妙徳寺字坂ノ前五六一一 地先 から同地先まで	昭和五十八年一月十四日
妙徳寺鹿野線	鳥取市妙徳寺字坂ノ前五一五地先 から同市妙徳寺字畑ケ田六二次四地先 まで	昭和五十八年一月十七日

鳥取県告示第二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に關する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

田後港港灣管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十三年十二月二十七日 鳥取県指令受港第七十七号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十八年一月十四日

四 埋立区域

二 工区

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富二夕股三一八九一一地先公有水面

(二) 区域

- ⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ昭和五十二年六月一日付鳥取県指令受河第三百四十三号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線、
- ⑥の地点から⑦、⑧の地点を通り⑨の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と第六防波堤との境界線、⑨の地点から⑩、⑪の地点を通り⑫の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と第六防波堤との境界線、⑬の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑤の地点と⑭の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
- ⑤の地点 松島燈台から一四五度三〇分〇〇秒四六二・〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から七五度〇三分一七秒六・〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一六五度〇三分一七秒二〇・五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一九八度〇三分〇八秒一・八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二三六度〇八分〇五秒二四・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二五六度四四分五五秒五・三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二三四度二二分一八秒五・四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二三度三六分四〇秒三・二メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二三六度〇八分〇五秒六・八メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二六度〇八分〇五秒二・八メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から五六度〇八分〇五秒四〇・〇メートルの地点

(三) 面積 二二七・九九平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十七年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十七年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十七年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十七年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八八七

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

「皆生病院 米子市西福原一五九八の七」を 「皆生病院 米子市西福原一五九八の七」に、「鳥取県立米子特別養護老人ホーム 米子市皆生一三三二の二四」

「鳥取県立米子特別養護老人ホーム 米子市皆生一三三二の二四」を 「鳥取県立福原庄 米子市上福原一七五四の一

「鳥取県立福原庄 米子市上福原一七五四の一」に改める。

「生字冲雁座一三三四の五」を 「生字冲雁座一三三四の五」に改める。

公安委員会規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則をここに公布する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第一号

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第十一条の七の規定に基づき、機械警備業に係る警備員、待機所及び車両その他の装備の適正な配置に関する基準を定めるものとする。(即応体制の整備の基準)

第二条 法第十一条の七の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から二十五分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。ただし、機械警備業者からの申請に基づき、待機所を配置することが通常期待できない地域に警備業務対象施設が所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に警備員の派遣以外の方法によつて自ら事実

の確認等必要な措置を講ずることができると鳥取県公安委員会が認めた場合は、この限りでない。

(努力義務)

第三条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和五十八年一月十五日から施行する。

2 法第十一条の七の警備員、待機所及び車両その他の装備の適正配置に関する基準は、この規則の施行の日から一年間は、第二条の規定にかかわらず、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に速やかに警備員を当該現場に向かわせる等必要な措置を講ずることができるとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十八年一月二十六日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内 鳥取県公安委員会室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

大分県中津市大字蛸瀬七五四番地一

後藤秀光

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和58年1月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 試験の日時

あん摩マッサージ指圧師試験



学科試験 昭和58年2月17日(木) 午前9時から  
実地試験 昭和58年2月18日(金) 午前9時から  
はり師試験及びきゆう師試験

学科試験 昭和58年2月17日(木) 午前9時から  
昭和58年2月18日(金) 午前9時から

実地試験 昭和58年2月18日(金) 学科試験終了後

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎第23会議室

3 受験願書受付期間

昭和58年1月20日(木) から同月29日(土) まで

(郵送の場合は、昭和58年1月29日までの消印があるものは、有効)とする。

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部 医務課 (電話番号0857~26~7190) へ問い合わせること。